

○西都市立小学校小規模特認校設置要領

令和4年12月28日

(趣旨)

第1条 この要領は、少人数による特色ある教育活動を実施している小規模校を特認校として指定し、当該校での教育を受けさせたいという保護者の希望に応え、あわせて当該校の教育活動の一層の活性化と複式学級の解消を図るため、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第8条の規定に基づき、就学すべき小学校の指定を変更する制度（以下「小規模特認校制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校及び対象学年)

第2条 小規模特認校制度により就学を認める学校（以下「小規模特認校」という。）は、西都市立茶臼原小学校とする。

2 小規模特認校制度の対象となる学年は、全ての学年とする。

(就学できる児童の数)

第3条 小規模特認校に就学できる児童の数は、西都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が当該小規模特認校に在籍する児童の人数を勘案し、毎年度定める。

(就学の時期及び期間)

第4条 小規模特認校の就学時期は、年度初めを原則とする。ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りでない。

2 就学した児童は、小学校を卒業するまでの間、当該小規模特認校に就学できるものとする。

3 教育委員会は、児童が小規模特認校を転学することとなった場合には、施行令第5条第2項の規定により就学すべき小学校を指定する。

(就学の申請)

第5条 小規模特認校へ就学を希望する市内に居住する児童の保護者（以下「保護者」という。）は、小規模特認校就学申請書（様式第1号）を定められた期間内に教育委員会に提出しなければならない。ただし、2学年以上で就学を希望する保護者にあつては、在学する校長の意見書（様式第2号）を添付しなければならない。

(就学の条件)

第6条 保護者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

(1) 通学する小規模特認校の教育活動に賛同する者

(2) 小規模特認校のPTA活動等について十分理解し、積極的に参加できる者

(3) 通学にあたっては、保護者の負担と責任において行える者

(審査及び結果通知)

第7条 教育委員会は、第5条の就学申請書が提出されたときは、小規模特認校の校長と協議し、その結果について、小規模特認校就学許可通知書（様式第3号）により保護者に、小規模特認校指定変更通知書（様式第4号）により当該小規模特認校の校長及び指定校の校長に、それぞれ通知する。

2 教育委員会は、指定校を変更しない場合には、小規模特認校就学不許可通知書（様式第5号）により保護者に通知する。

(就学の取消)

第8条 教育委員会は、小規模特認校の就学を許可した後において、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第6条に規定する条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該許可を取り消すことができる。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、小規模特認校制度に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は令和5年1月1日から施行する。